



詳細は田所明神社公式サイト

厳島遙拝所

(国府神社・楓瀬明神)

大黒社



左の図は厳島図絵巻之四 府中上卿田所氏

(安芸國衙領注進状一卷・沙弥讓状一卷)所蔵

国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』嚴島神社定勅使  
祭主田所主税元教家文書所収  
国立公文書館内閣文庫『楓軒文書纂』嚴島神社定勅使  
祭主田所伊織元俊家文書所収  
広島県重要文化財紙本墨書『田所文書』

ふうけん

さん

あきこくそうけ

あきやまたまこと

阿岐國造家の田所氏(本姓佐伯)は、天湯津彦命五世の孫阿岐國造・

あきのくとみやう

飽速玉命の後裔である。律令制において、今の広島市佐伯区三宅町の田所屋敷跡にて譜代の佐伯郡司を世襲した。『国史大辞典』第一卷九一  
(1) 明治五年(一八七二)である。『国史大辞典』第一四卷六八八頁によると、留守所は古代末期から中世前期にかけて諸国の国衙に置かれた行政機関。国司の代官である目代が在庁官人を指揮して国の行政を行う  
貢によると、安芸国(の)の国衙は安芸郡府中町に国府屋敷と呼ばれる区画  
があるのが、その遺跡と思われ、その東方に惣社と呼ぶ神祠が明治四年(一八七一)まで鎮座した。明治四年(一八七一)は誤り、正しくは  
大判官代や書生職など、有力な在庁官人にまかせられたため、「田所職」  
の名称にあるように家職として世襲される場合もあった。国衙田所は、  
国司に国図と照合し、朱書で国司に勘合注申する。田所による坪付  
(田積)の朱注作業の結果を田所「丹勘」と呼ぶ。社寺など不輸免田を  
国衙に認定してもらう際、田所が作成する勘文は、極めて重要であった。  
昌泰三年(九〇〇)頃、田所(佐伯)資隆は、朝廷より佐西使度使・田所  
執事職の免状を賜り、今の広島市佐伯区三宅町の田所屋敷跡より安芸国  
府屋敷に赴任した。その後田所氏は在庁官人を世襲した。安芸国では、  
万寿四年(一〇二七)頃から田所氏は田所信職の時代以降、惣判官代等  
の有力在庁官人を世襲した。『田所文書』に數十町歩の所領、数十人に  
及ぶ所従など、在庁官人田所氏の財産の注文が記されている。在庁屋敷  
(国府屋敷)合計二丁六反。厳島遙拝所「国府神社・楓瀬明神」<sup>(3)</sup>は国府  
屋敷に社を設け、府員一同、朝夕礼拝した。『田所文書』に国府社(国府  
神社)造立免、合計一丁五反。国司は「国司序宣」により目代の派遣を告  
げ、目代と在庁官人の連署の「留守所下文」により国内統治機能を果た  
した。田所の責任者は有力な在庁官人が任せられたため安芸国では、  
田所職の名称にあるように家職として世襲された。治承三年(一一七九)  
より嚴島神社・惣社・松崎別宮の初申神事が朝廷より奉幣使を迎えて行  
われ、後に田所氏が安芸国(の)国祭<sup>(3)</sup>として奉幣使その後、定勅使祭主  
を明治五年(一八七二)まで世襲した。嚴島國府上卿屋敷の嚴島遙拝所  
は奉幣使と定勅使祭主の神殿である。田所明神社は、最後の正三位上嚴  
島神社兩度初申の御神事定勅使國府上卿役祭主兼府中村南八幡別宮北  
惣社も嚴島と同様定勅使祭主で、後の多家神社社司(宮司)田所元善(竹  
槌)により、大正五年(一九一六)一月、嚴島遙拝所「國廳神社・楓瀬明神」  
と大黒社の三社の御祭神を合祀され、嚴島國府上卿屋敷に、田所明神  
社として再建された。さらに、田所明神社は平成十年(一九九八)十月嚴  
島國府上卿屋敷の現在地に、宮司 田所恒之輔が自主再建した。宗教  
法人ではない単立神社である。田所家は安芸国第一の旧家である。  
注(1)正しくは、「天湯津彦命と安芸國府の歴史」七一頁 最後の嚴島神社  
定勅使祭主田所元善竹槌履歴書に「明治五年(一八七一)を最後に初申神  
事嚴島神社旧神職一同廃止セラル」とある。

注(2)楓瀬明神の神階は、『芸藩通志』名神考卷二、五三二頁によると、  
安芸国神名帳に楓瀬明神正三位五前の位階とある。「田所氏の宅後に神  
石あり、つきのかみと称して、毎年正月三日十一月晦日、燈を獻じて之  
を祭る」

注(3)国祭とは『国史大辞典』第五卷六三一頁 官祭に対して国司が  
主となつて執行する祭儀としての「国祭」が見られる。